

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485

了解黨書案

了解書
メモランダム案

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、沖繩の施政権の日本国への返還に関連し、沖繩の航空業務を運営している米國航空企業の職

務及び千九百六十九年十一月十二日に修正された日本国とアメリカ

合衆国との間の民間航空協定の附表の修正に関し、次のように了解に

意する。
USA
M-Pac.
M-Pac.
TOS
OK
TPE

- 一 ノースウエスト航空、フライイング・タイガー航空、トランス・ワールド航空及びコンチネンタル航空の米國航空企業四社は、現に運営している沖繩に関する航空業務であつて日本本土と那覇間の航空業務（口内管業）でないものを、沖繩の施政権が日本国に返還される日から（ ）の期間に限り、運営することを

+ 現地の規程による

秘 極
まで
部の内
号

認められる。

二 前項の措置は、千九百六十九年十一月十二日に修正された日本

国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表に具体化するこ

ととする。また同附表の日米兩國の日本本土と沖繩間の路線（A）

（B）及び（C）及び当該路線に関する注を削ることとする。

（この場合は、）
（この場合は、）
これらの修正を加えた新しい附表は、沖繩の施政権が日本国に

返還される日に効力を生ずるものとする。

附表の修正に関する合意を発効させる。

白紙の合意

(メモランダム案)

の付箋

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、沖縄の施政権の日本国への返還に関連し、沖縄に航空業務を運営している米国航空企業との取扱い及び千九百六十九年十一月十二日に修正された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表の修正に関し、次のとおり合意する。

（付箋）
取扱いを修正
する

品子

- 一 ノースウエスト航空、フライイング・タイガー航空、トランス・ワールド航空及びコンチネンタル航空の米国航空企業四社は、現に運営している沖縄に関する航空業務であつて日本本土と那覇間の航空業務（カポタージュ）でないものを、沖縄の施政権が日本国に返還される日から（ ）の期間に限り、運営することを

極 秘
まで
部の内
号

認められる。

- 二 前項の措置は、千九百六十九年十一月十二日に修正された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表に具体化することとする。また同附表の日米両国の日本本土と沖縄間の路線（A）(B)及び(C)及び当該路線に関する注3を削ることとする。
- これらの修正を加えた新しい附表は、沖縄の施政権が日本国に返還される日に効力を生ずるものとする。

付箋提出

秘
極
まで
の内
部
号

(1) アメリカ合衆国政府によつて指定された次の航空企業は、沖縄返還協定の効力発生の日から（期間）間に限り、この(1)に定めるそれぞれの航空路線において、西方向に航空業務を運営し、及びこの(1)に定める日本国内の地点に定期の着陸を行なう権利を与えられる。

(1) ノース・ウェスト航空及びフライング・タイガー航空

合衆国から北太平洋又は中部太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠

(2) トランス・ワールド航空

合衆国から中部太平洋を経て那覇へ、並びに那覇以遠台北及び香港へ、並びに以遠

(3) コンチネンタル航空

グアム島からサイパン島を経て那覇へ

附表

- (A) 日本国政府によつて指定された一又は二以上の航空企業は、この(A)に定める各航空路線において、両方向に航空業務を運営し、及びこの(A)に定めるアメリカ合衆国内の地点に定期の着陸を行なう権利を与えられる。
- (1) 日本国から Honolulu、San Francisco、並びに
- (a) ニュー・ヨーク及びニュー・ヨーク以遠ヨーロッパ、合衆国を含む。へ、並びに以遠 (注1)
 - (b) 以遠メキシコ及び中米へ (注2)
- (2) 日本国から Honolulu 及びロス・アンゼルスへ、並びに以遠南米へ (注2)
- (b) ~~日本国から沖縄へ、及び以遠 (注1)~~
- (4) 日本国から アンカレッジを経て ニュー・ヨークへ
- (5) 日本国から サイパン島を経て グアム島へ
- (B) アメリカ合衆国政府によつて指定された一又は二以上の航空企業は、この(B)に定める各航空路線において、両方向に航空業務を運営し、及びこの(B)に定める日本国内の地点に定期の着陸を行なう権利を与えられる。
- (1) 合衆国から北太平洋を経て東京及び大阪へ、並びに以遠

SCHEDULE

- (A) An airline or airlines designated by the Government of Japan shall be entitled to operate air services on each of the air routes specified in both directions of the air routes scheduled landings in the United States of America at the points specified in this paragraph:
- (1) From Japan to Honolulu, San Francisco, and:
- (a) New York and beyond New York to Europe (including the United Kingdom) and beyond.**
 - (b) beyond to Mexico and Central America.**
- (2) From Japan to Honolulu and Los Angeles and beyond to South America.**
- (3) From Japan to Okinawa and beyond.**
- (4) From Japan via Anchorage to New York
- (5) From Japan via Saipan to Guam
- (B) An airline or airlines designated by the Government of the United States of America shall be entitled to operate air services on each of the routes specified in both directions, and to make scheduled landings in Japan at the points specified in this paragraph:
- (1) From the United States via the North Pacific to Tokyo and Osaka and beyond.
- (2) From the United States via the Central Pacific to Tokyo and Osaka and beyond.
- (3) From Okinawa to Osaka and Tokyo.**
- (C) Except as otherwise indicated, points on any of the specified routes may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights.

(C) 沖縄から大阪及び東京へ (注1)
 特定路線上の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、いずれかの又はすべての飛行にあつて、指定航空企業の選択により省略することができる。

注1 日本国から東に向かつて運航される飛行でニュー・ヨークの定期の着陸を行なうもの及び日本国に向かつて西へ運航される飛行でニュー・ヨークから定期の離陸を行なうものは、サン・フランシスコに定期の着陸を行なわなければならない。

注2 これらの路線上の合衆国の地点において、合衆国以遠の地点を目的地又は出発地とする旅客、貨物及び郵便物のストップ・オーバー又は積込み若しくは積卸しを行なうことはできない。

注3 これらの路線を許すにあたり、各種約束手帳、アメリカ合衆国が沖縄に対する行政、立法及び司法上の権力を行使している根拠たる一九五一年九月八日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第五條の規定を知らずするものである。